

鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 6 月 30 日

鴨川市長 亀田 郁夫

鴨川市告示第 107 号

鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条の規定により市が定める鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を官民の協働により推進するため、鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、総合戦略の推進に当たり、総合戦略の効果の検証その他市長が必要と認める事項について検討を行う。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 産業、教育、金融、労働及び報道の関係者

(2) 識見を有する者

3 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。
- 3 委員の互選により委員長が定められていない場合の会議については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。